		ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）
○・二五を乗じた値 との和の平均値	冷機状態でのWMTC（パート1）による測定、暖機状態でのWMTC（パート2）による測定及びWMTC（パート3）による測定であつて、冷機状態でのWMTCにおける排出ガス量に○・一四を乗じた値と暖機状態でのWMTCにおける排出ガス量に○・五を乗じた値との和	一キロメートル走行当たり○・○九グラム

○・二五を乗じた値 との和の平均値	冷機状態でのWMTC（パート1）による測定、暖機状態でのWMTC（パート2）による測定及びWMTC（パート3）による測定であつて、冷機状態でのWMTCにおける排出ガス量に○・一四を乗じた値と暖機状態でのWMTCにおける排出ガス量に○・五を乗じた値との和の平均値	一キロメートル走行当たり○・○九グラム

改め、同表粒子状物質の項中「ＪＥ○五モードをディーゼル重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定の平均値」を「ＷＨＳＣによる測定の平均値並びに暖機状態でのＷＨＴＣによる測定及び冷機状態でのＷＨＴＣによる測定であつて、暖機状態でのＷＨＴＣによる排出ガス量に○・八六を乗じた値と冷機状態でのＷＨＴＣによる排出ガス量に○・一四を乗じた値との和で除した値の平均値」に改める。

同表備考第二号中「軽油を燃料とする」の下に「過給機付の普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）及び」を加え、「当該大型特殊自動車又は小型特殊自動車について」を削り、

非メタン炭化水素（排気管から排出されるものの及びブローバイガスとして排出されるものに限る。）		
軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット未満のもの	軽油を燃料とする過給機付の普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット未満のもの
八モードによる測定又はＲＭＣによる暖機状態での平均値並びに暖機状態でのＮＲＴＣによる測定及び冷機状態でのＮＲＴＣによる測定であつて、冷機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・九を乗じた値と暖機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・一を乗じた値との和を暖機状態	ＷＨＳＣによる測定又はＲＭＣによる暖機状態での平均値並びに冷機状態でのＮＲＴＣによる測定及び暖機状態でのＮＲＴＣによる測定であつて、冷機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・八六を乗じた値と暖機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・一四を乗じた値との和で除した値の平均値	八モードによる測定又はＲＭＣによる暖機状態での平均値並びに冷機状態でのＮＲＴＣによる測定及び暖機状態でのＮＲＴＣによる測定であつて、冷機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・九を乗じた値と暖機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・一を乗じた値との和を暖機状態
一キロワット時当たり○・一七グラム	一キロワット時当たり○・一七グラム	一キロワット時当たり○・七グラム（定格出力が五十六キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり○・一九グラム）

を

非メタン炭化水素（排気管から排出されるものの及びブローバイガスとして排出されるものに限る。）		
軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット未満のもの	軽油を燃料とする過給機付の普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	軽油を燃料とする過給機付の大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット未満のもの
八モードによる測定又はＲＭＣによる暖機状態での平均値並びに冷機状態でのＮＲＴＣによる測定及び暖機状態でのＮＲＴＣによる測定であつて、冷機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・九を乗じた値と暖機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・一を乗じた値との和を暖機状態	ＷＨＳＣによる測定又はＲＭＣによる暖機状態での平均値並びに冷機状態でのＮＲＴＣによる測定及び暖機状態でのＮＲＴＣによる測定であつて、冷機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・八六を乗じた値と暖機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・一四を乗じた値との和で除した値の平均値	八モードによる測定又はＲＭＣによる暖機状態での平均値並びに冷機状態でのＮＲＴＣによる測定及び暖機状態でのＮＲＴＣによる測定であつて、冷機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・九を乗じた値と暖機状態でのＮＲＴＣにおける排出ガス量に○・一を乗じた値との和で除した
一キロワット時当たり○・一七グラム	一キロワット時当たり○・七グラム（定格出力が五十六キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり○・一九グラム）	

に

改める。

別表第二一酸化炭素の項及び炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中「（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）」を削る。

付録第2を削り、付録第1の見出し中「第1」を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年六月二十四日から施行する。